

老人日常生活用具給付等

事業について

長期にわたって寝たきりであったり、一人で暮らしている老人に対して、次の表に掲

げる日常生活用具を無償で給付又は貸与しています。対象者は、同表の対象者欄に掲げ

る者で、本人又はこれを現に養護する者からの申し出に基づいて状況等を調査し、給付等を決定します。

詳しくは、市福祉事務所老人担当へ。

☎ (43)

1111内線276

区分	種 目	対象者	性 細
給付	特殊寝台	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人	おおむね次のような性能を有するものであること。 ア.使用者の背部又は脚部の傾斜角度を調整する機能を有するものである。 イ.床の高さを適度に定めるとともに落下防止機能が配慮されたものであること。
	浴槽及び湯沸器	同 上	ア.浴槽 実用水量150以上で、洋式又はこれに準ずる型式のものであること。 イ.湯沸器 浴槽の性能等に応じたもので安全の配慮されたものであること。
	マットレス	同 上	長時間の連続使用に耐え得るもので保温及び内部の湿気の放出等について十分配慮されたものであること。
	エアー・パット	同 上	ねだこの防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるものであること。
	腰掛便座便器	同 上	老人の排便のために便利なものであること。
	特殊尿器	同 上	尿が自動的に吸引されるもので老人又は介護者が容易に使い得るものであること。
	火災警報器	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らし老人等	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるものであること。
給付	自動消火器	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らし老人等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るものであること。
	入浴担架	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人	老人を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるものであること。
	体位変換器	同 上	介護者が老人の体位を変換させるのに容易に使用し得るものであること。
	特殊シートオムツカバーセット	同 上	ア.特殊シーツ 尿等で布団が濡れるのを防ぐ防水性のもので丸洗い可能なもの。 イ.オムツカバー 紙オムツの上にセットして使用するもの。
	特殊ねまきセット	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人	痴呆性患者用のものでオムツカバーが脱げないようにファスナー等がついたもの。
	洗髪器	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人	布団に寝たまま洗髪できる利用しやすいもの。
	ボータブルトイレ	同 上	持ち運びができる、便座カバー、防臭剤がついたもの。
	行 き 老人用電話	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人	加入電話
	浴槽及び湯沸器の取付工事費	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人	浴槽及び湯沸器の取付にかかる工事請負費。

半額!!

お宅、場所がいい
ので、市価の半額
でベランダの見本
工事をやらせて
ください

訪問販売シリーズ

“見本工事商法”

中川一改修工事に伴い、現在
減水を行っております。

家中川水系の 減水について お知らせ

田原地内、谷村町用水路(家
中川)改修工事に伴い、現在
減水を行っております。

火災の発生しやすい時期と
重なりますので、火の元には
十分注意して下さい。

田原取入口から
古川渡地内まで(家中川
水系全域)。

3月10日まで。

事業主体 山梨県都留市
地改良事務所 (43)1511
減水期間 3月10日まで。

火災の発生しやすい時期と重なりますので、火の元には十分注意して下さい。

田原取入口から古川渡地内まで(家中川水系全域)。

3月10日まで。

事業主体
山梨県都留市

地改良事務所
(43)1511

減水期間

3月10日まで。